

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度の創設	
担当部局	内閣府宇宙戦略室 (参事官:奥野 真)	
評価実施時期	平成28年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度並びにこれらに起因する損害の賠償に関する制度を創設し、宇宙開発利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図るとともに、公共の安全の確保を図り、及び我が国の宇宙産業の健全な発達に資するため。</p> <p>【規制の内容】 a. 人工衛星等の打上げに係る許可(第4条関連) ・国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>b. 人工衛星の管理に係る許可(第20条関連) ・国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>【規制の必要性】 近年、人工衛星及びロケットの小型化、低価格化の進展等により参入障壁が下がった結果、民間事業者による宇宙活動が進展してきている。今後民間事業者による人工衛星等の打上げが活発化することが予想される一方、人工衛星等の打上げ行為は高度の危険性を内在することから、その安全確保に万全を期すとともに損害が発生した場合は確実に賠償を履行できるよう措置を行う必要がある。 また、これまでに約7,000機以上の人工衛星が軌道の上に打ち上げられており、運用終了・機能停止した衛星の多くは宇宙デブリとなって軌道上を周回している。近年、軌道上における人工衛星の爆発・破裂または人工衛星同士の衝突により衛星機体が破砕し、さらに多数の宇宙デブリが生じており、国際的に宇宙空間の利用を持続可能な状態にするための措置が求められ始めており、我が国においても適切な管理が求められている。さらに、宇宙諸条約を締結している我が国としては、宇宙条約第6条により自国の非政府団体による宇宙活動に対して、許可及び継続的監督を行う義務があること及び宇宙条約第7条及び宇宙損害責任条約第2条及び3条により人工衛星等の打上げに起因する損害について国が直接損害賠償責任を負う可能性があることとされているところ、これまで我が国における宇宙活動は国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)をはじめとした国と特別の関係をもつ者のみが行ってきたため、JAXA法等により宇宙諸条約を担保してきたが、政府と特別な関係を有しない民間事業者が行う宇宙活動も含めた規制を行う必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案 宇宙開発利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図るとともに、公共の安全の確保を図り、及び我が国の宇宙産業の健全な発達に資するため、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度並びにこれらに起因する損害の賠償に関する制度を創設する。
想定される代替案	<p>a. 人工衛星等の打上げに係る許可 個々の打上げ行為への許可ではなく、法人単位で許可を与える制度とする。</p> <p>b. 人工衛星の管理に係る許可 個々の衛星の管理に係る許可ではなく、法人単位で衛星の管理の許可を与える制度とする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>a. 人工衛星等の打ち上げを行おうとする者においては内閣府令で定める許可の申請手続き、技術基準への適合の維持、賠償資力の担保(現行JAXA法においては200億円が担保される保険契約の締結。本法律案における金額は、ロケットの設計や射場の場所等を勘案し今後定める。)等における費用が生じる。</p> <p>b. 人工衛星の管理を行おうとする者においては内閣府令で定める許可申請書類を作成するための人件費等、基準への適合・維持のための費用が発生する。</p>	<p>a. 人工衛星等の打ち上げを行おうとする法人においては内閣府令で定める許可の申請手続き、技術基準への適合の維持、賠償資力の担保(現行JAXA法においては200億円が担保される保険契約の締結。本法律案における金額は、ロケットの設計や射場の場所等を勘案し今後定める。)等における費用が生じることに加えて、経理的基礎等の事業の適切性を証明するための費用が生じる。</p> <p>b. 人工衛星の管理を行おうとする法人においては内閣府令で定める許可申請書類を作成するための人件費等、基準への適合・維持のための費用が発生する。</p>
(行政費用)	<p>a. 本規制の周知、審査体制の整備、具体の審査業務等の負担が発生する。</p> <p>b. 政省令等の策定、本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生する。</p>	<p>a. 本規制の周知、審査体制の整備、具体の審査業務等の負担が発生することに加え、その事業の適切性を審査するための負担が発生する。</p> <p>b. 政省令等の策定、本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生する。</p>
(その他の社会的費用)	a. 及びb. 特になし。	a. 及びb. 特になし。

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>a. 人工衛星等の打上げの適確性等について実態を把握するとともに、実態に応じた対策を講ずることが可能になることで、人工衛星等の打上げが専ら平和的目的のために行われることの確保及び公共の安全の確保等を担保できる。また、本規制により、人工衛星等の打上げにおいて、第三者損害が発生した場合でも、被害者への賠償金の支払いが担保されることとなる。</p> <p>b. 人工衛星の管理の適確性等について実態を把握するとともに、実態に応じた対策を講ずることが可能になることで、人工衛星の管理が専ら平和的目的のために行われることの確保及び公共の安全の確保等を担保できる。</p>	<p>a. 個別の打上げ行為に対する許可ではなく法人単位の事業許可となるため、許可申請の処理コスト等が本対策案に比べて小さくなる。一方で、法人に対する許可とした場合、法人格のない者による打上げの機会を奪うこととなる。法人格のない者が打上げを行う者に対する許可監督する制度がない状態は、宇宙諸条約に基づく自国民の活動に対する許可及び継続的監督という趣旨に反するほか、その打上げにより損害が発生した場合に被害者が救済されないおそれがある。</p> <p>b. 個々の衛星毎の許可ではなく、法人単位の事業許可となるため、許可申請の処理コスト等が本対策案に比べて小さくなる。一方で、法人に対する許可とした場合、超小型衛星等を法人格のない者が管理を行うおとする場合に許可監督する制度がない状態となり、宇宙条約第6条の宇宙空間における非政府団体の活動の許可継続的監督等が行えず、我が国としての宇宙諸条約の遵守及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれが生じる。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>a. 本対策案では、人工衛星等の打ち上げを行うおとする者による許可の申請手続き、技術基準への適合の維持、賠償資力の担保等の費用が生じる。また、行政府においても審査体制の整備、具体の審査業務等の負担が発生する。しかし、本対策案を設けることにより、人工衛星等の打上げの適確性等について実態を把握するとともに、実態に応じた対策を講ずることが可能になることで、人工衛星等の打上げが専ら平和的目的のために行われることの確保及び公共の安全の確保等を担保できる。さらには、人工衛星等の打上げにおいて、第三者損害が発生した場合でも、被害者への賠償金の支払いが担保されることとなる。以上を鑑みれば、本対策案により得られる便益は非常に大きい。 一方、代替案では、本対策案と比較し、必要な費用は少なく済むが、個人が人工衛星の打上げ行為を行う場合について許可監督する制度がないままととなり、我が国としての宇宙諸条約の遵守及び公共の安全の確保に支障を及ぼす可能性が生じる。また、このような場合、損害が発生した場合に被害者が救済されないおそれがある。 したがって、本対策案は、代替案と比較して、必要な費用は大きい、国として得られる便益が費用以上に十分大きいと考えられることから、代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>b. 本対策案では、許可の申請手続き、技術基準への適合の維持等の遵守費用や、政省令の策定、許可制度の周知、審査体制の整備、具体的な審査業務等の行政費用が生じるが、許可制度を設けることにより、人工衛星の管理の適確性等について実態を把握するとともに、実態に応じた対策を講ずることが可能になることで、人工衛星の管理が専ら平和的目的のために行われることの確保及び公共の安全の確保等を担保できることを鑑みれば、本対策案により得られる便益が非常に大きい。 一方、代替案では、本対策案と比較し、必要な費用は少なく済むが、法人格のない者が人工衛星を適切かつ継続的に管理等を行っているかについて国が十分に確認することが出来ず、宇宙諸条約の遵守等が困難となる。 したがって、本対策案は、代替案と比較して、必要な費用は大きい、国として得られる便益が費用以上に十分大きいと考えられることから、代替案よりも優れていると考えられる。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>本法律案の必要性は宇宙基本法第三十五条においても明記されている。 また、当該法律案の検討は宇宙政策委員会において議論され、平成27年6月に中間取りまとめを行い、宇宙開発戦略本部に報告されている。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>この法律案の施行後五年を経過した場合において、この法律案の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	
<p>備考</p>		